

「補強計画審査」書類作成前に必ずお読みください

- 1 補強計画審査は、**施工のための実施設計（施工図）**の審査ではありません。
- 2 「2012年改訂版または2025年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の内容を十分確認したうえで、補強計画・計算を行なってください。
- 3 事務所協会のホームページに書類のフォーマットおよび注意事項等を記載しています。年度途中で変更になる場合もありますので、書類作成前に必ずご確認ください、フォーマットは最新を使用してください。
- 4 様式2【耐震診断および補強計画の概要と方針】の中の4. 補強方法の方針について
 - ① 補強計画の方針を見れば、「**補強計画者がどのような考え**」で、「**どこをどのように補強するのか**」が分かるように、**具体的に記入**してください。
- 5 現況および補強計画の平面図について
 - ① **ソフトの平面図は使用できません。**
 - ② 審査用の**PDFの図面は、A3**（A4に縮小しないでください）
 - ③ 必ず現況の平面図および補強計画の**平面図を作成**し、診断および補強計画の計算に必要な事項（**根拠となる事項**）を**記入**してください。
 - ④ 補強箇所および補強方法が分かるように記入し、**補強箇所のみ**に**色付け**を行ってください。
 - ⑤ ホームページに掲載しています「補強計画審査のための申請書に添付していただく補強計画関係書類等」に図面作成の場合の注意事項を記載していますのでご確認ください。
- 6 書類審査について
書類審査（チェック）については、最初に提出していただいたデータの審査（チェック）が1回目となり、1回目の質疑に対する修正データおよび回答の審査（チェック）が2回目となります。3回で終了しない場合には再申請となり審査料が発生しますので、書類の提出時にはよく内容をご確認のうえお送りください。
また、質疑の内容等が不明な場合には事務局までご連絡ください。